

米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、米子市補助金等交付規則(平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 補助金は、民間の建築主等が法第17条の規定により所管行政庁により認定された建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設について、移動等円滑化のために必要な措置を講ずることを促進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)に基づき市内において民間の建築主等が行う同要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(6)第5項第3号に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費(工事請負費、委託料その他市長が適当と認めるものに限る。)とする。

- 2 補助対象経費の額について、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合は、当該仕入控除税額は、控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて得た額)を超えない範囲で市長が定める額とする。ただし、750万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書(別記様式第2号)
- (2) 米子市バリアフリー環境整備促進事業収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 補助対象事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- (4) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト
- (5) 補助対象事業に係る建築物(以下「補助対象建築物」という。)の付近の見取図
- (6) 補助対象建築物の配置図(縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置が分かるもの)及び平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに主要部分の位置及び寸法が分かるもの)
- (7) 法及び鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)に基づいて整備を行う部分の詳細図
- (8) 補助対象建築物の所有者を確認することができる書類
- (9) 認定特定建築物の認定書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請の時ににおいて補助対象事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定したときは米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、交付を行わないことと決定したときは米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金交付申請却下通知書(別記様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請があった場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で補助金の交付の決定をすることができる。

(補助対象事業の着手)

第9条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受け取った者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知書を受け取った後、速やかに、補助対象事業に着手するものとする。

2 補助対象者は、補助対象事業に着手したときは、直ちに、米子市バリアフリー環境整備促進事業着手届出書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、補助対象事業に係る請負契約書の写しを添付しなければならない。

(軽微な変更)

第10条 補助対象事業に係る規則第11条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の額の変更又は補助対象事業の完了年月日の変更(当該年度において完了しない場合に限る。)以外の変更とする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項の規定による補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日(補助対象事業が完了している場合に限る。)のいずれか早い日までに、米子市バリアフリー環境整備促進事業実績報告書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施報告書(別記様式第2号)
- (2) 米子市バリアフリー環境整備促進事業収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 補助対象事業に係る請負契約書の写し(当該契約に変更があった場合に限る。)
- (4) 補助対象事業の成果を示す資料等(工事写真、図面等)
- (5) 補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助対象者は、第8条第3項の規定による補助金の交付の決定を受けた場合は、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助対象事業に係る仕入控除税額(第14条第1項において「実績報告控除税額」という。)に相当する額を控除して得た額(当該交付の決定に係る補助金の額を限度とする。)を精算額として報告しなければならない。

4 補助対象者は、当該年度の3月31日までに補助対象事業が完了しなかったときは、米子市バリアフリー環境整備促進事業進捗状況報告書(別記様式第8号)に同日までの補助対象事業の進捗の状況が分かる設計図書、出来高の算定の基礎となる資料等を添付して、これらを当該年度の翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第8条第3項の規定により補助金の交付の決定をした補助対象事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付の決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、第11条第1項又は第4項の規定による報告があった後に支払うものとする。

2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則第20条第2項の請求書を

市長に提出しなければならない。

(補助対象事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助対象者は、第11条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、米子市バリアフリー環境整備促進事業仕入控除税額確定報告書(別記様式第9号)により、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、規則第22条第2項の規定より、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。